

放課後等デイサービスわたあめ

運営規定 . . . P 2 ~ 7

重要事項説明書 . . . P 9 ~ 16

利用契約書 . . . P 18 ~ 22

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(放課後等デイサービス)

運 営 規 程

わたあめ (CottonDolce)

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
(放課後等デイサービス)
「わたあめ (CottonDolce)」運営規程

(事業の目的)

第1条 NPO法人ワーカーズコープかんさい(以下「事業者」という。)が設置するわたあめ(CottonDolce)(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下、「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所決定保護の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前三項のほか、児童福祉法(以下、「法」という。)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 わたあめ (CottonDolce)
- (2) 所在地 兵庫県伊丹市西野5丁目295番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名(常勤職員・児童発達支援管理責任者と兼務)
- 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員・管理者と兼務)
- 児童発達支援管理責任者は、利用者の放課後等デイサービス計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 保育士、児童指導員又は障がい福祉サービス経験者 2名以上
- 保育士、児童指導員又は障がい福祉サービス経験者は、利用者に対して、適切な指導訓練を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時30分から午後6時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

(4) サービス提供時間

①学校の授業日

午後1時30分から午後5時30分までとする。

②学校教育法施行規則に規定する休日

午前10時から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者（発達障害児を含む））とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活における基本的動作の訓練（日常的な更衣等基本的動作の支援等）

(2) 集団生活適応訓練（音楽療法、食育活動支援等）

(3) 創作的な活動の指導（工作、絵画等の制作）

(4) 利用者の自宅又は学校と事業所への送迎

(保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1) おやつ代 1回につき100円

(2) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 6 送迎サービスに係る費用は請求しない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 障害児の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 障害児の主治医が、疾病により他の障害児に感染する恐れがあると判断した場合は、サービスの利用はできない。
- (3) 利用者相互の迷惑となるような行為をしないこと
- (4) 事業に要する器具・物品等は適切に使用すること

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、尼崎市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定放課後等デイサービスに関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条 事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

（人格の尊重）

第 16 条 当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスを提供するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条 事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）苦情解決体制の整備

（3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（全従業者に対し年 1 回以上実施）

（身体拘束等の禁止）

第 18 条 事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（暴力団等の排除）

第 19 条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第 20 条 その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はNPO法人ワーカーズコープかんさいと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から第7条を変更する。

この規程は、平成26年5月23日から第12条を変更する。

この規程は、平成26年7月15日から第7条を変更する。

この規程は、平成27年3月1日から第7条を変更する。

この規程は、平成29年7月21日から第7条・第18条・第24条を変更する。

この規程は、平成30年4月1日から第1条より第21条までを変更する。

放課後等デイサービス
わたあめ (CottonDolce)
重要事項説明書 ⑩

NPO法人ワーカーズコープかんさい

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	NPO法人ワーカーズコープかんさい
法人所在地	兵庫県伊丹市中野西1丁目142番地
電話番号	072-770-4556
代表者氏名	理事長 高木 哲次
設立年月	平成18年3月22日

2. 事業所の概要

事業所の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	わたあめ (CottonDolce)
事業所の所在地	兵庫県伊丹市西野5丁目295番地
連絡先	電話 072-775-5005 (同 FAX)
管理者氏名	施設長 長畑 敦子
児童発達支援 管理責任者	施設長 長畑 敦子
定 員	1日10人まで
指定年月日	平成26年2月1日
事業所番号	2853301139

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	NPO法人ワーカーズコープかんさい（以下、「事業者」という。）が設置するわたあめ（CottonDolce）（以下、「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下、放課後デイという）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び通所給付
-------	--

	決定保護者の立場に立った適切な支援の提供を確保することを目的とします。
運営方針	<p>① この事業所は、心身等にハンディを抱える子どもたちに対し、自然の豊かさ・自然循環・食育を学び、生きていく自信と丈夫な身体をつくり、自立への基盤づくりを促進することを目的として指導訓練を行うものとする。</p> <p>② 放課後デイにあたっては、障害児および保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情をふまえて個別支援計画を作成し、これに基づき障害児に対する個別サービスを提供するとともに、その効果について継続的な支援を実施すること、その他の措置を講ずることにより、適切かつ効果的に放課後デイの提供を行うものとする。</p> <p>③ 放課後デイの実施にあたっては、障害児の保護者の必要な時に必要な放課後デイの提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>④ 放課後デイの実施にあたっては、地域住民及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>⑤ 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

4. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、伊丹市、川西市、宝塚市とする。また、通常以外でも別途協議できるものとする。

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	<p>月曜日から金曜日までとする。</p> <p>但し、国民の祝日、盆休み（8月13日から15日） 年末年始（12月29日から1月5日）を除く</p> <p>月曜日から金曜日 9：30～18：30</p>
サービス提供日 及び サービス提供時間	<p>月曜日から金曜日までとする。</p> <p>但し、国民の祝日、盆休み（8月13日から15日） 年末年始（12月29日から1月5日）を除く</p> <p>月曜日から金曜日 通常 13：30～17：30 長期休み 10：00～17：30</p>

6. 職員の体制

職種	業務内容
管理者	常勤1名 管理者は、職員の管理、児童発達支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
指導員 児童指導員	常勤1名、非常勤4名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要（実際に設置されている設備の種類を記載すること）

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	30.25㎡
相談室	1室	2.89㎡（共用）
多目的室	1室	22.90㎡（共用）
事務室	1室	15.96㎡（共用）
静養室	1室	2.67㎡
多目的トイレ	1室	4.0㎡

8. サービスの内容

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、事業所のサービス管理責任者が作成し説明を行ない、利用者の同意をいただきます。

（1）放課後等デイサービス

放課後や学校休業日等に就学児童の通園により、社会適応訓練や自立訓練的な活動を行うサービスです。

- ① 1日10人までとします。
- ② 主たる対象とする障害の種類

事業の主たる対象とする障害の種類は、18歳に達するまで（基本は高等部卒業まで）の知的障害並びに発達障害としますが、それ以外の障害については、当事業者と保護者様との

協議とさせていただきます。

③ 日課

- 13:30～ 健康管理
- 13:45～ 始まりの会（挨拶・歌）
- 14:00～ おやつ指導
- 15:00～ 集団療育指導（散歩・自由遊び・植物管理・創造《作品作り》
食育等）
- 17:15～ 終わりの会
- 17:30～ 帰宅

④ 療育指導

個別支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、外出等での地域交流の機会、余暇等の提供を行います。

⑤ 送迎サービス

⑥ 通常の事業の実施地域としますが、その他の地域についてはご相談とします。

9. サービス利用料金（利用契約書 第5条参照）

- (1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
 - (2) 上記（1）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。
 - (3) 事業者は、上記（1）及び（2）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。
 - (4) 次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。
 - (ア) 創作活動に係る材料費の負担については、その都度説明します。
 - (イ) 送迎サービスの提供に係る費用
 - 4に規定する通常の事業の実施地域以外の地域
 - 通常の実施地域を越える場合については、別途協議するものとする。
 - (ウ) おやつ代は、通常1食あたり100円を徴収します。但し、特別行事等において、別途徴収が必要な場合は、その都度、説明します。
 - (エ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費
- ※ 上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行いその同意を得るものとします。
- ※ (1) から (4) までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該

費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付します。

- (5) 利用料金は、1ヵ月ごと（1日～月末）に計算して翌月の15日までに請求書をお送りします。請求書到着月の25日までに下記の口座へ振込みをして下さい。

金融機関名 ゆうちょ銀行

口座名義 NPO 法人ワーカーズコープかんさい

振込み口座 記号14380 番号46966211

10. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 長畑 敦子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

12. 緊急時の対応

現に児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 障害児のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先①	氏 名 :	(続 柄)
	所 在 地 :	
	電 話 番 号 :	— —

(3) 事業所の協力機関

医療機関名	宝塚医療生活協同組合 高松診療所	診 療 科	内科、整形外科
所 在 地	兵庫県宝塚市高松町5-10		
代 表 者	所長 韓 在 哲	電 話 番 号	0797-72-2585

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	支援員 柏崎 悟

14. 障害児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の8:30~17:30

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	施設長 長畑 敦子
	苦情解決責任者	施設長 長畑 敦子
	受付日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日、盆休み（8月13日から15日）、年末年始（12月29日から1月5日）を除く。
	受付時間	9:30～17:30
	電話番号	072-775-5005
	FAX番号	072-775-5005

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 株式会社損害保険ジャパン
- (2) 損害保険の種類 賠償責任保険
- (3) 損害保険の内容 対人・対物の損害賠償責任保険

平成 年 月 日

放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：NPO法人ワーカーズコープかんさい わたあめ (CottonDolce)

管理者名：施設長 長畑 敦子

説明者名： _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

通所給付決定保護者住所： _____

通所給付決定保護者氏名： _____ (印)

続 柄： _____

放課後等デイサービス
わたあめ（CottonDolce）
利用契約書 ⑩

NPO法人ワーカーズコープかんさい

利用契約書

(以下「利用者」という。)とNPO法人ワーカーズコープかんさい(以下「事業者」という。)は、施設名 **わたあめ (CottonDolce)** の利用者に対し提供する児童福祉法に基づく放課後等デイサービス(以下、指定通所支援という)について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、児童福祉法等関係法令の理念に則り、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者と事業者双方から申し出がない場合は、18歳に達するまでそのまま自動更新とします。

(個別支援計画)

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し個別支援計画を作成します。

- 2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとします。
- 3 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

(事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

第4条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

(利用料金)

第5条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援の給付費に対して、利用者負担額(厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。)を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス(実費)に対して、所定の料金を事業者に支払います。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

(利用料の支払い方法)

- 第6条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者を支払います。
- 2 事業者は、利用料金に係る請求書を別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者に送付します。
 - 3 利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者を支払います。
 - 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。

(説明義務)

- 第7条 事業者は、契約に基づく内容について利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)

- 第8条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(緊急時の援助)

- 第9条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第10条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために次の措置を講じるものとします。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 苦情解決体制の整備
 - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(秘密の保持)

- 第11条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
- 2 事業者は、保育所・幼稚園並びに他の指定通所支援事業者・指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。

(苦情解決)

- 第12条 利用者及びその保護者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。

- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

(契約の終了)

第 13 条 利用者は、30 日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第 11 条に定める（秘密の保持）に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- 4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合
- (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用することができない場合
- (6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- (7) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第 14 条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

- 3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにより損害が発生した場合
- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由により

損害が発生した場合

(協議事項)

第 15 条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

契約支給量

契約日	変更		変更
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
サービス名	契約支給量	契約変更支給量	契約変更支給量
放課後等デイサービス			

事業者

事業者所在地 兵庫県伊丹市中野西1丁目142番地
事業者名 NPO法人ワーカーズコープかんさい
理事長 高木 哲次 ㊞
施設所在地 兵庫県伊丹市西野5丁目295番地
施設名 わたあめ (CottonDolce)
施設管理者 施設長 長畑 敦子

契約者

住所 _____

保護者名 _____ ㊞

児童氏名 _____